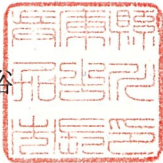


加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和8年8月7日

加古川市長 岡田 康裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和8年7月27日	月	4台	1台	0台	0台	0台	0台
令和8年7月29日	水	1台	0台	0台	0台	0台	0台
令和8年7月30日	木	7台	2台	0台	0台	0台	0台
令和8年7月31日	金	4台	1台	0台	0台	0台	0台
令和8年8月1日	土	7台	4台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和8年7月27日	月	別府町新野辺	1台
-----------	---	--------	----

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6か月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）